

「みんなでつくろう 元気なあつぎ」

令和3年4月

厚木市協働安全部市民協働推進課

目 次

厚木市市	民参加条	例の概	要	•	•	٠	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	• 1
厚木市市	民参加条	例・・																							. 3
厚木市市	民参加条	例施行	規	則																					. 8
第1条	目的·																								12
第2条	定義・																								14
第3条	基本原	則・・																							20
第4条	市民の	責務·																							21
第5条	実施機	関の責	務																						22
第6条	市民参	加の手	続																						24
第7条	実施、	評価等	<u> </u> _	お	け	る	市	民	参	加						•			•	•	•	•			29
第8条	その他	の市民	参	加	の-	手	法									•			•	•	•	•			30
第9条	審議会	等の運	営	•			•									•			•	•	•	•			31
第10条	パブリッ	クコメ	、ン	· -	手	続	う の	実	施	; .													٠		35
第11条	再度のパ	゚゚゚ヺ゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゚ヺ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚	ノク	コ	メ	ン	· -	手	続	の	実	施											٠		38
第12条	意見交換	会の関	帽催																						39
第13条	市民会議	の設置	፟ •	•			•								•	•			•	•	•		٠		41
第14条	ワークシ	ョッっ	゚゚゚゚゚	開	催																		٠		44
第15条	意向調査	の実施	Ð ·													•				•			٠		46
第16条	市民参加	の手続	もの	実	施	予	定	'及	び	実	施	状	況	の	公	表				•			٠		47
第17条	市民参加	の点検	及	び	評	価	·								•	•			•	•	•		٠		49
第18条	自治基本	条例に	規	定	す	る	そ	の	他	,の	市	民	参	加	の	推	進		•	•	•				50
第19条	委任・・														•	•				•	•				51
附 則																									51

厚木市市民参加条例の概要

厚木市自治基本条例(以下、自治基本条例といいます。)第29条では、「条例等の制定等への市民参加」を規定しています。

自治基本条例

第29条(条例等の制定等への市民参加)

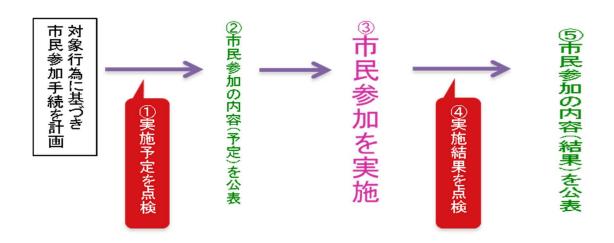
市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定
- 2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

厚木市市民参加条例(以下、参加条例といいます。)は、自治基本条例で定められた市民参加をどのように実施していくかを定めた手続条例です。

「市民参加の流れ」

実施機関が自治基本条例第29条第1項に掲げる行為(以下、対象行為といいます。)を行うに当たり、市民の参加を得て市民の意見を市政に反映させるためには、市民参加の予定を公表し、市民参加の手続を実施し、その結果を公表する必要があります。



「参加条例の対象」

参加条例第6条第1項では、対象行為を行おうとするときは、市民参加の機会を設けなければならないと定めています(P24参照)。

「市民参加の公表」

市民参加の手続の実施に当たっては、できるだけ多くの市民が参加できるよう周知する必要があります。また、市民参加の手続実施後には、どのような意見が出され、市はその意見をどのように扱ったのかを公表する必要があります。

参加条例では、市民参加の公表の方法等について定めています(P47参照)。

「市民参加の手法」

市民参加と一口に言っても、ただ、市民の意見を聴けばよいというわけではありません。政策等の企画立案、実施、評価等の各過程において市民参加の手続を実施する上で、より効果的な手法を用いる必要があります。

参加条例では、どのような方法で市民参加の手続を行うかについて定めています (P24参照)。

「市民参加手続を実施しない場合」

参加条例の対象行為であっても、市民参加の手続を実施しないことができる場合があります。

参加条例では、市民参加の手続の実施を省略することができる場合について定めています(P27参照)。

「市民参加の点検及び評価」

市民参加の手続の実施予定、省略の妥当性及び実施結果の適法性について、第三者が点検することで、参加条例を適正に運用することができます。

参加条例では、条例の運用状況の点検及び評価について定めています(P49参照)。

厚木市市民参加条例

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例(平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。)の趣旨にのっとり、市民参加に関する基本的な事項を定め、及び市民参加できる仕組みを整備することにより、市民参加によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例(平成14年厚木市条 例第20号)第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委 員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (2) 市民参加 政策等の企画立案、実施、評価等の過程において市民が市政に関 与することをいう。
 - (3) パブリックコメント手続 自治基本条例第29条第1項の市民意見等提出手続のことをいい、市民の意見等を聴取すべき事案(以下この条において「対象事案」という。)に市民の意見等を反映させるため、当該対象事案に係る必要な事項を公表して広く市民の意見等を募集し、当該意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
 - (4) 意見交換会 対象事案の合意形成に資するため、当該対象事案について、必要な事項を市民に説明し、及び市民と意見交換を行う機会をいう。
 - (5) 市民会議 対象事案について様々な視点から検討するため、実施機関が設置 し、市民の運営により当該対象事案について議論を行う機会をいう。
 - (6) ワークショップ 対象事案に係る多様な市民の提案を引き出すため、実施機 関と市民とのグループ討議等の共同作業を行う機会をいう。
 - (7) 意向調査 対象事案について市民の意見等を把握するため、当該対象事案に 係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求 めるものをいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、市民と実施機関が必要な情報を共有すること、市民が意見等を述べる機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する実施機関の考え 方が明らかにされることを基本として行われるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加するよう努めるととも に、市民参加の場においては市民相互の自由な発言を尊重するよう努めるものと する。

(実施機関の責務)

- 第5条 実施機関は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- 2 実施機関は、市民参加により提出された意見等を十分考慮し、当該意見等を政 策等に反映させるよう努めるものとする。
- 3 市民の意見等を政策等に反映させることができない場合においては、実施機関 は、その理由を公表するものとする。

(市民参加の手続)

- 第6条 実施機関は、自治基本条例第29条第1項各号に掲げる行為(以下「対象行 為」という。)を行おうとするときは、市民参加の機会を設けなければならない。
- 2 市民参加の手法は、自治基本条例第31条第1項に規定する審議会等の開催及び 第2条第3号から第7号までに規定する手続、機会等(以下これらを「参加手法」 という。)を基本とする。
- 3 実施機関は、市民参加の手続(第1項に規定する市民参加の機会を設けること をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、パブリックコメント手続を実施しな ければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、パブリックコメント手続に代えて他の 参加手法により市民参加の手続を実施することができる。この場合において、実 施機関は、その理由を公表しなければならない。
- 5 実施機関は、パブリックコメント手続の実施のほか、実施機関が選択する他の参加手法により市民参加の手続を実施しなければならない。ただし、行政手続法 (平成5年法律第88号)第2条第8号の審査基準を定める場合その他実施機関が その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前項ただし書の場合において、実施機関は、その理由を公表しなければならない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続を実施しないことができる。
 - (1) 軽微なもの
 - (2) 緊急性のあるもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - (4) 前3号に規定するもののほか、事務又は事業の性質上、市民参加の手続を実施する必要のないもの
- 8 前項各号に該当することにより市民参加の手続を実施しない場合においては、 実施機関は、その理由を公表しなければならない。

(実施、評価等における市民参加)

第7条 実施機関は、政策等の実施、評価等についても、必要に応じ、市民参加の 手続を実施するものとする。

(その他の市民参加の手法)

第8条 実施機関は、この条例に定める参加手法のほか、市民の意見等を政策等に 反映させることに関し、効果的と認められる市民参加の手法がある場合は、当該 手法により、対象行為について市民参加の手続を実施することができる。 (審議会等の運営)

- 第9条 審議会等の運営は、自治基本条例第31条の規定によるほか、次項から第4項までに定めるところによる。
- 2 実施機関は、審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 選考の基準及び方法
 - (2) その他必要な事項
- 3 実施機関は、審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、審議会等から会議の結果等の報告を受けたときは、当該報告の概要その他必要な事項を公表しなければならない。

(パブリックコメント手続の実施)

- 第10条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 対象行為の案及び当該案に関する資料
 - (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
 - (3) その他必要な事項
- 2 実施機関は、パブリックコメント手続において、意見等の提出があったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 対象行為の案の概要
 - (2) 提出された意見等の概要
 - (3) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
 - (4) 対象行為の案を修正した場合は、その内容
 - (5) その他必要な事項
- 3 意見等の提出期間は、第1項の規定による公表の日から30日以上とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第1項に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

(再度のパブリックコメント手続の実施)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見等に基づき修正された対象行為の案が、前条第1項の規定により公表した対象行為の案と異なるものとなったときは、再度パブリックコメント手続を実施することができる。

(意見交換会の開催)

- 第12条 実施機関は、意見交換会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 意見交換会の名称及び議題
 - (2) 開催日時及び開催場所
 - (3) その他必要な事項
- 2 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

3 実施機関は、意見交換会で出された意見等の概要及び当該意見等に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(市民会議の設置)

- 第13条 実施機関は、市民会議を設置しようとするときは、次に掲げる事項を公表 しなければならない。
 - (1) 市民会議の名称及び検討事項
 - (2) 公募の方法
 - (3) その他必要な事項
- 2 市民会議は、これを公開する。
- 3 実施機関は、市民会議を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、市民会議から検討事項に係る報告があったときは、当該報告の概要及び当該報告に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(ワークショップの開催)

- 第14条 実施機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) ワークショップの名称及び議題
 - (2) 公募の方法
 - (3) その他必要な事項
- 2 実施機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様 な提案を引き出すとともに、当該提案が実現可能なものとなるよう助言するもの とする。
- 3 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要 を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、ワークショップにおいて実現可能な提案がなされたときは、当該 提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなけ ればならない。

(意向調査の実施)

- 第15条 実施機関は、意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供しなければならない。
- 2 実施機関は、意向調査の実施後、その結果を公表しなければならない。

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)

第16条 実施機関は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を公表しなければならない。

(市民参加の点検及び評価)

- 第17条 実施機関は、この条例の適切な運用を図り、市民参加によるまちづくりを 推進するため、市民参加の手続の実施状況について、点検及び評価を実施し、そ の結果を公表しなければならない。
- 2 前項に規定する点検及び評価は、自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市

自治基本条例推進委員会が行うものとする。

(自治基本条例に規定するその他の参加の推進)

第18条 実施機関は、自治基本条例第30条に規定する説明会を実施する場合は、その実施の詳細について必要な事項を公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実 施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

厚木市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市市民参加条例(平成24年厚木市条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市民参加の手続の実施)

- 第2条 条例第6条第5項本文の規定による実施機関が選択する他の参加手法による市民参加の手続は、次に定める手続の数により実施するものとする。
 - (1) 厚木市自治基本条例(平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。)第29条第1項第1号に該当するもののうち、条例の制定、改正又は廃止 2以上の参加手法による実施
 - (2) 自治基本条例第29条第1項第2号に該当するもの
 - ア 市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画その他市の基本的な事項に係る計画の策定、改定又は廃止 2以上の参加手法による実施
 - イ 広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画その他の重要 な計画の策定、改定又は廃止 1以上の参加手法による実施
 - (3) 自治基本条例第29条第1項第3号に該当するもの 市民生活に大きな影響を 及ぼす制度の導入、変更若しくは廃止又は金銭の徴収に係る方針の策定その他 の重要な政策等の策定 1以上の参加手法による実施
- 2 条例第6条第5項ただし書に規定する実施機関がその必要がないと認めるとき とは、条例の制定、改正又は廃止を除く自治基本条例第29条第1項第1号に該当 する対象行為において、パブリックコメント手続を実施したときとする。

(審議会等の委員の公募等)

- 第3条 市長は、条例第9条第2項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、 審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の 5分の1以上を公募により選出するよう努めるものとする。
 - (1) 法令により委員の資格が限られているもの
 - (2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの
 - (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの
 - (4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの
- 2 条例第9条第2項第1号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。
 - (1) 公募による委員の資格は、次のとおりとすること。
 - ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の 審議会等の委員でない者

- イ 原則として18歳以上の市民
- ウ 本市の職員及び議員でない者
- (2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。
 - ア 小論文等による選考
 - イ 面接による選考
 - ウ 書類選考
- 3 条例第9条第2項第2号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 審議会等の名称及び所掌事務
 - (2) 募集する委員の数及び任期
 - (3) 応募資格及び応募方法
 - (4) 会議開催の予定時期及び予定回数
 - (5) 報酬等の有無
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 4 委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。
- 5 市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものと する。
 - (1) 審議会等の名称
 - (2) 委員を募集した期間
 - (3) 委員の選考方法
 - (4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(パブリックコメント手続)

- 第4条 条例第10条及び第11条に規定するパブリックコメント手続による意見等の 提出方法は、次のとおりとする。
 - (1) 郵便
 - (2) ファクシミリ
 - (3) 電子メール
 - (4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参
 - (5) その他市長が必要と認める方法
- 2 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、 意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見等の 募集の際に明示するものとする。

(意見交換会)

- 第5条 条例第12条第1項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の2週間前までに行わなければならない。
- 2 条例第12条第2項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものと

する。

- (1) 意見交換会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民会議)

- 第6条 市長は、条例第13条第1項の規定に基づき市民会議を設置したときは、当該市民会議に対し、検討事項に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び 当該検討事項に関する資料を提示するものとする。
- 2 市長は、検討事項に関する知識又は経験を有する者その他必要と認める者を市民会議に出席させること等当該市民会議の運営について必要な支援をするものとする。
- 3 条例第13条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 市民会議の名称
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 参加者数
 - (4) 議事の経過及び発言の要旨
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(ワークショップ)

- 第7条 条例第14条第2項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとする。
- 2 条例第14条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) ワークショップの名称
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 参加者数
 - (4) 議事の経過及び発言の要旨
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(意向調査の公表事項)

- 第8条 条例第15条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 意向調査の名称

- (2) 意向調査の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)

- 第9条 条例第16条の規定による市民参加の手続の実施予定の公表は、次に掲げる 事項を公表して行うものとする。
 - (1) 対象行為
 - (2) 市民参加の手続の手法
 - (3) 市民参加の手続の実施期間
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第16条の規定による市民参加の手続の実施状況の公表は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表して行うものとする。
 - (1) 市民参加の手続への参加者数等
 - (2) 条例第6条第7項に規定する理由

(公表の方法)

- 第10条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適当と認める方法により行うものとする。
 - (1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布
 - ア 市民参加の手続を実施する所管課の窓口
 - イ 市政情報コーナー
 - ウ 厚木市地区市民センター
 - 工 厚木市役所連絡所
 - 才 厚木市立中央図書館
 - (2) 市の広報紙への掲載
 - (3) インターネットを利用しての閲覧
 - (4) その他市長が適当と認める方法

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市 長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例(平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。)の趣旨にのっとり、市民参加に関する基本的な事項を定め、及び市民参加できる仕組みを整備することにより、市民参加によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

【解説】

本条は、参加条例の目的を定めたものです。

本市では、平成22年12月に市の特色をいかした市民が主体の自治(まちづくり) を進めるためのルールとして、自治基本条例を制定しました。

参加条例は、自治基本条例が目指す市民自治の確立のために、市長等の実施機関 (第2条第1号参照)が政策等の企画立案等の過程において、市民が意見等を述べ ることによって市政への参加を促進し、市民の意思に基づくまちづくりを進めるこ とを目的としています。

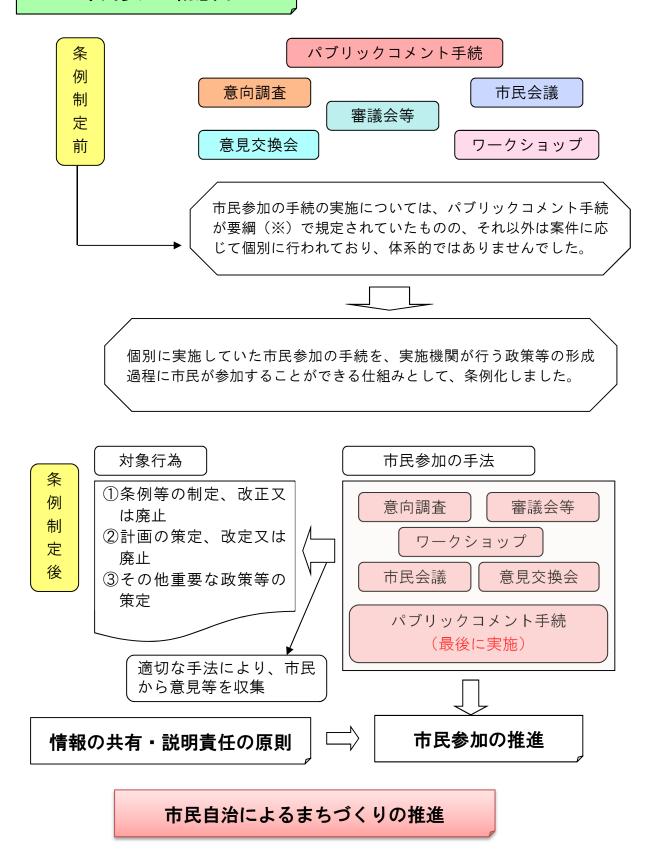
【用語の説明】

1 自治基本条例の趣旨

市民自治の確立という自治基本条例の目的のほか、自治基本条例で規定する自治の基本原則、基本理念等の全てをいいます。

- 2 市民参加に関する基本的な事項
 - 市民参加の基本原則、市民や実施機関の責務、市民参加の対象など、市民参加を進めるために最低限必要な事項をいいます。
- 3 市民参加できる仕組み 市民参加の対象、手法、運営方法等をいいます。
- 4 市民参加によるまちづくり 市民が意見等を述べることで市政に参加することにより、市民の意思に基づく 自治を進めることをいいます。
 - ※ 解説中の「(市民の)意見等」とは、市民が主体的に提出する意見や市民が 市に提供する情報をいいます。

市民参加の概念図



※ 行政内部の一般的な準則を定めているもので、条例、規則とは異なり、市民に対して直接法的な効果を及ぼすものではないものをいいます。

第2条 定義

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例(平成14年厚木市条 例第20号)第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委 員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (2) 市民参加 政策等の企画立案、実施、評価等の過程において市民が市政に関与することをいう。
 - (3) パブリックコメント手続 自治基本条例第29条第1項の市民意見等提出手続のことをいい、市民の意見等を聴取すべき事案(以下この条において「対象事案」という。)に市民の意見等を反映させるため、当該対象事案に係る必要な事項を公表して広く市民の意見等を募集し、当該意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
 - (4) 意見交換会 対象事案の合意形成に資するため、当該対象事案について、必要な事項を市民に説明し、及び市民と意見交換を行う機会をいう。
 - (5) 市民会議 対象事案について様々な視点から検討するため、実施機関が設置し、市民の運営により当該対象事案について議論を行う機会をいう。
 - (6) ワークショップ 対象事案に係る多様な市民の提案を引き出すため、実施機関と市民とのグループ討議等の共同作業を行う機会をいう。
 - (7) 意向調査 対象事案について市民の意見等を把握するため、当該対象事案に 係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求 めるものをいう。

【解説】

本条は、参加条例で使用している用語の意義を定めたものです。

第1号【実施機関】

実施機関とは、当該機関が行う政策等の企画立案、実施、評価等の過程への市民 参加を進める機関をいい、地方自治法に規定する執行機関である市長、各行政委員 会をいいます。

また、地方公営企業法の全てを適用することにより置かれた病院事業管理者についても、広範な権限を有することから、実施機関に位置付けています。

なお、消防長は、地方自治法に基づく機関ではなく、消防組織法により設置された一定の権限を有する機関ですが、同法第15条の規定により市長によって任命されることや、市の消防は、同法第7条の規定により、条例に従い、市長が管理することとされていることなどから、参加条例では、消防長を市長の補助機関として、実施機関である市長に含まれるものとしています。

【用語の説明】

1 執行機関

自らの判断と責任において、その担任する事務について、市の意思を自ら決定し、表示することができる機関をいい、市の執行機関には、市長のほか、地方自治法第180条の5第1項の規定により置かれる教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員並びに同条第3項の規定により置かれる農業委員会及び固定資産評価審査委員会があります。

2 補助機関

執行機関を補助する機関として地方自治法の規定により置かれる機関で、市長の補助機関には、副市長(第161条)、会計管理者(第168条)、職員(出納員その他の会計職員を含む。第171条及び第172条)及び専門委員(第174条)があります。

第2号【市民参加】

「参加」とは、広い意味では、実施機関が行うイベントや事業への参加、地域における自治会活動などへの参加も含まれますが、参加条例における「市民参加」とは、市民の意思に基づいたまちづくりを進めるため、実施機関が行う政策等の企画立案、実施、評価等の過程において、市民が意見を述べ、又は情報を提供することにより、市政に関与することをいいます。

なお、市民の定義については、参加条例上の定めはありませんが、自治基本条例に基づき定められた条例であることから、自治基本条例上の市民と同一であると考えます。

【用語の説明】

1 政策等

第6条第1項に規定する対象行為をいい、具体的には、条例や規則、基本構想を始めとする計画等及び市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼす事業や制度のことをいいます。

2 企画立案、実施、評価等の過程 いわゆるPDCAサイクルのことで、評価等には改善も含まれます。

自治基本条例

(定義)

- 第3条 この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 厚木市内に居住する者
 - イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者
 - ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体
 - エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

第3号【パブリックコメント手続】

「パブリックコメント手続」とは、実施機関が条例や計画などの制定(策定)改 廃の案を公表し、市民に意見等を求める市民参加の手法をいいます。

参加するために日時や場所を指定することがないことから、他の参加手法と比較し、最も広く市民の意見等を求めることができる手法です。そうしたことから、実施機関としての最終案に対する意見等を求めるために相応しい方法であると考えます。

【用語の説明】

1 市民の意見等を聴取すべき事案

実施機関が進めようとする政策等のうち、市政運営の方向性を示す事項、市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼす事項、市民の関心が高い事項等で、市民から提案された意見等を反映させる余地のある事案をいい、実施機関は、条例骨子、計画案等の形式で公表します。

2 意見等

自治基本条例の規定中に用いられている「市民の意見等」と同様に意見及び 情報をいいます。

参加条例では、自治基本条例と同様に、本市に関わりのある人を市民と位置付けています。厚木市を少しでも知り、関わりのある方の中には、様々な分野の専門的な知識を有する人も多いことから、意見を求めるのと同時に、対象事案に関し、有益な情報の提供も求めることとしています。

3 当該対象事案に係る必要な事項を公表

条例の制定、計画の策定等の対象事案及びその内容を理解する上で、必要又は参考となる情報をいいます。パブリックコメント手続を実施するに当たり、市民には対象事案を十分に理解していただく必要があります。そこで、実施機関は、パブリックコメント手続期間中、対象事案に係る資料等を積極的に公表する必要があります。

この場合の公表は、市ホームページへの掲載のほか、案件所管課窓口、市政 情報コーナー、公民館、その他の公共施設に布置することにより行います。

4 実施機関の考え方

市民から提出された意見等について実施機関が対象事案への反映の可否等を 検討した結果で、反映の有無やその理由、反映した場合はその内容をいいます。 実施機関の考え方を市民から提出された意見等と併せて公表することで、市 政の透明性を確保するとともに、提出された意見等に対する応答義務を果たし ます。

第4号【意見交換会】

「意見交換会」とは、実施機関が条例の制定、計画の策定等の対象事案を検討する過程において案を示し、市民に意見を求める市民参加の手法をいいます。

【用語の説明】

1 合意形成に資する

実施機関が対象事案の案(素案等)を市民に対して示し、その考え方を説明 した上で、市民との質疑応答や意見交換を通じて、対象事案に対する合意形成 を図ることです。

2 対象事案について必要な事項

対象事案の名称、概要、制定(策定)改廃しようとする背景等、その内容を 理解する上で、必要又は参考となる情報をいいます。

3 意見交換

対象事案に関して実施機関が市民に説明を行った上で、市民から対象事案に対する意見等を述べてもらい、その意見等に対して実施機関の考え方を説明することをいいます。

第5号【市民会議】

「市民会議」とは、全てのメンバーが公募による市民で構成され、対象事案の項目、内容等を検討し、報告書又は提言書という形に取りまとめ、実施機関に提出する市民参加の手法をいいます。

メンバーが自主的に会議を運営することを基本とした会議体で、実施機関が示した案を検討するのではなく、例えば、新たな条例を制定する場合に、実施機関からの条例制定の背景や目指す効果などの説明を基に、市民会議においてどのような条例とすることが望ましいかについて議論します。

パブリックコメント手続が対象行為に対して行われる最終的な参加手法とされるのに対し、市民会議は、実施機関が対象事案の立案を進める初期の段階で意見等を求めるために相応しい方法であると考えます。

※ これまでに、自治基本条例を制定する際に、「厚木市自治基本条例の制定を 考える市民会議」が設置されたことがあります。

【用語の説明】

1 様々な視点から検討

様々な経験や知識を持った市民の参加を得ることにより、対象事案に対して広く意見や情報を出し合い、多角的に検討を行うことをいいます。

2 実施機関が設置し、市民の運営により

実施機関の呼び掛けにより市民会議が設置され(参加手法の一つであることから、設置者は実施機関となります。)、実際の会議の運営は、市民会議のメンバーである市民が自主的に運営することをいいます。市民会議における実施機関の役割は、会場の手配や情報提供等、メンバーが活動しやすい環境整備を行うことです。

第6号【ワークショップ】

「ワークショップ」とは、実施機関の呼び掛けに応じた様々な価値観や考え方を持つ市民が参加者となり、複数のグループに分かれ、実施機関が示したテーマについて、「グループ討議」等の「共同作業」を通じて意見等を発表し、グループ相互で評価することにより、多種多様な意見や情報の収集、課題の抽出を行い、その後の実施機関における検討材料とするために行う市民参加の手法をいいます。

ワークショップにおける実施機関の役割は、ファシリテーターといわれる司会進行役の配置や実施機関の職員の参加等、参加者が討議や作業に参加しやすい環境整備を行うことです。

【用語の説明】

1 グループ討議

ワークショップの参加者が数人のグループに分かれ、実施機関が示したテーマについて、他者を尊重し、他者の意見を否定しないなどの一定のルールと制限時間を設けて意見を出し合う方法をいいます。

実施の際には、初対面の参加者同士が発言しやすい雰囲気を作るため、自己紹介やアイスブレイクといわれるゲームや運動などを行うことで、話し合いのきっかけづくりをするなどの工夫を凝らすことが必要となります。

2 共同作業

グループに分かれたメンバーが、実施機関が示したテーマを理解する上で必要な活動(現地調査等)やグループの意見集約などを共同で行うことをいいます。

第7号【意向調査】

「意向調査」とは、文書、電話、インターネット等により具体的な設問に対する 回答を得ることにより、市民の対象事案に対する考え方の傾向等を把握するために 行う市民参加の手法をいいます。意向調査では、対象事案の内容によって対象者の 属性、人数等を設定する必要があります。

【用語の説明】

1 定めた期間内

調査に対する回答に必要と考えられる相当な期間をいいます。回答期間について、参加条例及び厚木市市民参加条例施行規則(以下、「規則」といいます。)での定めはありませんが、他の参加手法との比較から、2週間から1か月程度に設定することが相当であると考えます。

2 当該対象事案に係る調査項目

対象事案に関して市民の意見等や考え方の傾向を把握するための具体的な設問をいいます。対象事案について回答者が十分に理解できるように関係資料等も併せて提供します。

市民参加の手法を用いる時期等について

参加条例で定める参加手法は、6通りあります。

実施機関による対象事案に係る検討の熟度の進行と参加手法を用いる時期等の関係を整理すると、次の図のようになります。

なお、対象事案によっては、同一の手法を複数回実施することも考えられます。

条例の制定(例)制度の導入に伴う実施機関の意思表明

実施機関の考え方の整理

市

民

会

議

意向調査

(条例制定)の方針策定実施機関による制度導入

審議会等

意見交換会

(条例骨子)策定 実施機関による制度素案 パブリックコメント手続

制度案(条例案)策定

(低)

実施機関による対象事案の検討の熟度

(高)

第3条 基本原則

第3条 市民参加は、市民と実施機関が必要な情報を共有すること、市民が意見等 を述べる機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する実施機関の考え 方が明らかにされることを基本として行われるものとする。

【解説】

本条は、市民参加を進めるための基本原則を定めたものです。

基本原則は、市民参加を進める上で必要な市民参加の前提となるルールとして、「情報共有」、「意見等を述べる機会の確保」、「意見等に対する実施機関の考え方の明示」の3つを定めるもので、この3つのいずれが欠けても、市民参加を進めることはできません。

【用語の説明】

- 1 市民が意見等を述べる機会が確保されること 市民参加の機会を確保するという、市民参加を進めるに当たり最も基本となる原則を定めています。
- 2 市民が述べた意見等に対する実施機関の考え方が明らかにされること 市民の意見等に対する実施機関の考え方を公表するという、実施機関の応答 義務とその公表義務を定めています。

自治基本条例

第3章 自治の基本原則

第5条

- (3)情報共有の原則
 - ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。
 - イ 共有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

第4条 市民の青務

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加するよう努めるととも に、市民参加の場においては市民相互の自由な発言を尊重するよう努めるものと する。

【解説】

本条は、市民参加における市民の責務について定めたものです。

市民参加を進める上で、市民同士が意見を交わし、自分たちの意見をまとめていくことは大変重要なことです。そのため、意見を交わし合う市民同士が自由に発言し、他者の発言を導き出すために必要となる、基本的な姿勢を市民の責務として定めています。

【用語の説明】

1 自らの発言と行動に責任を持って

会議等を円滑に進め、有意義なものとするためには、発言と行動に責任を持つことが重要であることは言うまでもありません。そのため、市民参加に当たって意見等を提出するときは、原則として、住所、氏名等を明らかにする必要があります。

2 市民参加の場においては市民相互の自由な発言を尊重する 他人の意見を聴くことも大切なことであり、他人の発言を遮ったり、理由もなく他人の発言内容を否定したりすることは許されません。

自治基本条例

(市民の責務)

- 第7条 市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。
- 2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの 発言及び行動に対して責任を持たなければならない。

第5条 実施機関の責務

第5条 実施機関は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。

- 2 実施機関は、市民参加により提出された意見等を十分に考慮し、当該意見等を政策等に反映させるよう努めるものとする。
- 3 市民の意見等を政策等に反映させることができない場合においては、実施機関は、その理由を公表するものとする。

【解説】

本条は、市民参加における実施機関の責務について定めたものです。

参加条例は、実施機関が条例や計画等の重要な政策を進める際に、市民に意見等を求めることを規定した条例です。第1条で定める市民参加の目的を実現するために実施機関が果たさなければならない役割は大きいことから、実施機関の責務を定めています。

第1項【環境の整備】

参加しにくい環境では、参加する意思があっても参加してもらうことはできません。そのため、実施機関の姿勢として当然のことではありますが、参加しやすい環境を整備することを実施機関の責務として規定しています。

【用語の説明】

1 市民参加しやすい環境を整備する

対象事案その他、実施機関が有する情報の積極的な提供、行政活動を分かり やすく説明することなどが考えられます。

そのほか、意見交換会やワークショップ、市民会議を実施する場合には、より多くの市民が参加しやすい開催時刻や開催場所を設定することが重要です。

第2項【意見の反映】

市民参加では、実施機関が市民から提出された意見を精査、検討し、政策等に反映させようとしなければ意味がないことから、実施機関の責務として規定したものです。

【用語の説明】

1 市民参加により提出された意見等を十分に考慮し

意見等を政策等に生かすことができるか否かについては、法令等の制約がないか、関連する基本計画等との整合性に問題はないか、実施することの費用対効果等、様々な視点で精査することをいいます。

第3項【理由の公表】

市民が意見等を提出した場合は、当該意見等を政策等に生かすことができないか

十分に検討することが求められます。

しかし、必ずしも全ての意見等を政策等に反映させることができるとは限りません。そうした場合には、実施機関には、意見の取扱いについて透明性を確保するとともに、その理由を明確に示す説明責任があります(第3条参照)。

実施機関には、市民からの意見に誠実に対応することで、信頼性、納得性の高い行政運営を進めることが求められます。

【用語の説明】

1 反映させることができない場合

制度上の制約などにより、その内容を十分に精査、検討しても反映できない場合、あるいは、それまでの検討の中で同様の意見が出ていたが、他の参加手法を始め、検討を重ねた中で提示した案に集約されてきたという経緯がある場合など、反映させることができない理由を明らかにする必要があります。

自治基本条例

(条例等の制定等への市民参加)

第29条

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

第6条 市民参加の手続

(市民参加の手続)

- 第6条 実施機関は、自治基本条例第29条第1項各号に掲げる行為(以下「対象行 為」という。)を行おうとするときは、市民参加の機会を設けなければならない。
- 2 市民参加の手法は、自治基本条例第31条第1項に規定する審議会等の開催及び 第2条第3号から第7号までに規定する手続、機会等(以下これらを「参加手法」 という。)を基本とする。
- 3 実施機関は、市民参加の手続(第1項に規定する市民参加の機会を設けること をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、パブリックコメント手続を実施しな ければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、パブリックコメント手続に代えて他の 参加手法により市民参加の手続を実施することができる。この場合において、実 施機関は、その理由を公表しなければならない。
- 5 実施機関は、パブリックコメント手続の実施のほか、実施機関が選択する他の参加手法により市民参加の手続を実施しなければならない。ただし、行政手続法 (平成5年法律第88号)第2条第8号の審査基準を定める場合その他実施機関が その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前項ただし書きの場合において、実施機関は、その理由を公表しなければならない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続を実施しないことができる。
 - (1) 軽微なもの
 - (2) 緊急性のあるもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - (4) 前3号に規定するもののほか、事務又は事業の性質上、市民参加の手続を実施 する必要のないもの
- 8 前項各号に該当することにより市民参加の手続を実施しない場合において は、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

【解説】

本条は、実施機関が条例の制定、計画の策定等を行う際に、市民参加の機会を設けなければならない場合を明らかにするとともに、市民参加の機会を設ける場合の 具体的な手法や実施内容を定めたものです。

市民生活に大きな影響を及ぼしたり、市の政策等の方向を定めたり、市民の関心が比較的高いと考えられるような市の行為については、できる限り市民参加を経て進めるべきであるという考え方を基本に定めています。

第1項【対象行為】

参加条例は、自治基本条例を基に制定されたものであることから、市民参加の機会を設けなければならない行為とは、自治基本条例第29条第1項各号に規定している次の行為となります。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

第2項【市民参加の手法】

対象行為に対する市民参加の手法として、次の6つを規定しています。

- (1) 審議会等(自治基本条例第31条第1項) 【P31参照】
- (2) パブリックコメント手続(第2条第3号) 【P35参照】
- (3) 意見交換会(第2条第4号)【P39参照】
- (4) 市民会議(第2条第5号)【P41参照】
- (5) ワークショップ(第2条第6号)【P44参照】
- (6) 意向調査(第2条第7号)【P46参照】
- ※ これら以外でも、新たな市民参加の手法を積極的に取り入れるため、第8条 で「その他の市民参加」の実施について規定しています。

第3項【パブリックコメント手続の実施】

「パブリックコメント手続」とは、実施機関が条例や計画などの制定(策定)改 廃の案を公表し、市民に意見等を求める市民参加の手法をいいます。

参加するために日時や場所を指定することがないことから、他の参加手法と比較し、最も広く市民の意見等を求めることができる手法です。そうしたことから、実施機関としての最終案に対する意見等を求めるために相応しい方法であると考えます。

第4項【パブリックコメント手続の例外】

パブリックコメント手続の実施を実施機関に義務付けていますが、例外的に、他の参加手法により、市民参加の手続を実施することができることを定めています。

【用語の説明】

1 パブリックコメント手続に代えて

例えば、特定の地域にのみ影響を及ぼす、あるいは特定の業種に従事する市民にのみ影響を及ぼす対象事案等で、市民からの意見を聴く手段として、パブリックコメント手続よりも有効だと考えられる参加手法があれば、パブリックコメント手続に代えることができます。

2 その理由を公表しなければならない

パブリックコメント手続に代えて別の参加手法により市民参加の手続を行う場合は、その理由を公表することを義務付けています。

公表に当たっては、パブリックコメント手続に代えて実施する市民参加の手 続の内容についても、公表します。

公表の時期は、第16条の規定に基づき、市民参加の手続の実施予定を公表する際と、パブリックコメント手続に代えて別の参加手法により市民参加の手続を実施することを公表する時になります。

第5項【市民参加の手続の数】

パブリックコメント手続に加えて、実施しなければならない市民参加の手続の数 を定めています。

なお、対象行為ごとに必要となる市民参加の手続の具体的な数については、規則 第2条に規定しており、これをまとめたものが次の表です。

参加手法 対象行為	審議会	市民会議	意見交換会	ワークショップ	意向調査	パブリック	参加手法の組合せ
条例の制定又は改廃	0	0	0	0	0	0	パブコメに加え
基本構想、基本計画等の策定等	0	0	0	0	0	0	○を2以上実施
施設の設置に係る計画の策定等	0	0	0	0	0	0	
その他の重要な計画の策定等	0	0	0	0	0	0	パブコメに加え パブコメに加え
制度等の導入又は改廃		0	0	0	0	0	ハフコスに加え ○を1以上実施
金銭の徴収に係る基本方針の策定	0	0	0	0	0	0	○ セー 以工夫心
その他の重要な政策の策定等	0	0	0	0	0	0	
規則、行政手続法の審査基準等			-	_		0	パブコメのみ実施

- ※ 公共施設の整備計画の策定、制度等の導入又は廃止、金銭の徴収に係る基本方 針の策定等のうち、最終的に条例でその内容を規定する必要があるものについて は、計画や方針の策定等の際に条例で規定する内容について案を示し、意見を聴 くこととなるため、条例の制定と同様にパブリックコメントの他に2以上の参加 手法を実施していれば、条例を制定する際の市民参加の手続は省略できるものと 考えます。
- ※ 規則、行政手続の審査基準の制定や改定の際の市民参加の手続は、原則として パブリックコメント手続のみでよいものとしています。

【用語の説明】

1 実施機関が選択する他の参加手法により 本条第2項及び第8条に定める参加手法をいいます。

第6項【パブリックコメント手続のみを行う際の理由の公表】

他の参加手法による市民参加を実施せず、パブリックコメント手続のみを実施する場合に理由を公表することを定めています。

理由の公表については、自治基本条例推進委員会に対象行為の報告を行うことで公表とします。

第7項【手続を省略できる場合】

市民参加の手続の対象となる行為であっても、市民の考えを反映させる余地がない場合や市民参加を行う必要性が乏しい場合は費用対効果等も考慮する必要があること、また、時間的な制約によって市民参加を行うことができない場合等があることから、市民参加の手続を行わないことができます。

この場合も、市民の関心や市民生活への影響、費用対効果等を考慮して市民参加の手続を行うことが適当である場合には手続を行うべきであり、市民参加の手続を行うことを否定するものではありません。

第1号【軽微なもの】

法令や条例などの制定改廃によって当然必要となる規定の整理やそれ以外の用語整理、条項移動などの形式的な変更等、政策的な判断が求められず、市民参加を行うことにより、かえって行政の効率的な運営等を阻害するもので、極めて軽微な内容のものをいいます。

第2号【緊急性のあるもの】

災害時又は不慮の事態が発生した場合、実施機関の意思決定に緊急性、迅速性が 求められ、市民参加の手続を行ってその意思決定をするまでの時間を費やすことが できないもの又は適切でないものをいいます。

第3号【法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの】

法令等に一定の基準が定められており、その基準に基づいて行うものをいいます。 <u>なお、市に裁量の余地があるものは該当しません。</u>

第4号【事務又は事業の性質上、市民参加の手続を実施する必要のないもの】

実施機関内部の事務等に関するものなど、直接的に市民生活への影響がなく、市の人事や組織など実施機関が自らの責任と意思で決定すべきものなどをいいます。

第8項【市民参加を実施しない時の理由の公表】

第7項の規定により市民参加の手続を実施しなかった場合は、条例や計画等の政策の企画立案過程における透明性の確保や説明責任を果たすという観点から、その理由を公表しなければならないことを定めています。

市民参加条例施行規則

(市民参加の手続の実施)

- 第2条 条例第6条第5項本文の規定による実施機関が選択する他の参加手法による市民参加の手続は、次に定める手続の数により実施するものとする。
 - (1) 厚木市自治基本条例(平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。)第29条第1項第1号に該当するもののうち、条例の制定、改正又は廃止 2以上の参加手法による実施
 - (2) 自治基本条例第29条第1項第2号に該当するもの
 - ア 市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画その他市の基本的な事項に係る計画の策定、改定又は廃止 2以上の参加手法による実施
 - イ 広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画その他の重要 な計画の策定、改定又は廃止 1以上の参加手法による実施
 - (3) 自治基本条例第29条第1項第3号に該当するもの 市民生活に大きな影響を 及ぼす制度の導入、変更若しくは廃止又は金銭の徴収に係る方針の策定その他 の重要な政策等の策定 1以上の参加手法による実施
- 2 条例第6条第5項ただし書に規定する実施機関がその必要がないと認めるとき とは、条例の制定、改正又は廃止を除く自治基本条例第29条第1項第1号に該当 する対象行為において、パブリックコメント手続を実施したときとする。

第7条 実施、評価等における市民参加

(実施、評価等における市民参加)

第7条 実施機関は、政策等の実施、評価等についても、必要に応じ、市民参加の 手続を実施するものとする。

【解説】

本条は、政策等の企画立案以外の過程における市民参加の考え方について定めたものです。

市民参加のまちづくりを推進するためには、政策等の企画立案以外の、実施、評価及び改善の段階においても、可能な限り市民参加の機会を設けることが重要です。 そこで、それらの段階においても、市民から意見を聴き、その後の事業にいかすなど、行政運営のあらゆる場面で市民参加を推進する必要があることを定めています。

【用語の説明】

1 政策等

自治基本条例第29条第1項各号に規定するものをいいます。

2 実施、評価等

実施機関が政策等を実施、評価又は改善することをいいます。

自治基本条例

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び 改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政 運営を行うものとする。

第8条 その他の市民参加の手法

(その他の市民参加の手法)

第8条 実施機関は、この条例に定める参加手法のほか、市民の意見等を政策等に 反映させることに関し、効果的と認められる市民参加の手法がある場合は、当該 手法により、対象行為について市民参加の手続を実施することができる。

【解説】

本条は、第6条第2項に規定する参加手法以外のものでも、効果的と認められる 市民参加の手法がある場合は、新たな市民参加の手法として認めることができることを規定したものです。

本条による市民参加を実施した場合は、第6条第5項に規定するパブリックコメント手続の実施を除く他の参加手法を実施したこととなります。

その他の手法として実施した例

1 市民討議会

無作為抽出で選ばれた市民があらかじめ決められたテーマに対して議論し、意見をまとめて発表する手法です。普段市政運営にそれほど関心のない市民に対しても参加を促すことができることから、効果的な市民参加の手法であると考えます。

本市では、公益社団法人厚木青年会議所との協働により、平成23年から毎年1回開催しています。

2 地域づくり推進委員会との意見交換

地域づくり推進委員会とは、市内15の公民館・地区市民センターごとに組織されている地域団体で、社会教育だけではなく、地域コミュニティ、地域福祉、青少年育成等、幅広い分野の地域団体の代表者等で構成されています。

そうしたことから、総合計画等の市の重要な計画の策定を行う際には、各地区 の地域づくり推進委員会から意見を聴くことも効果的な市民参加の手法であると 考えます。

第9条 審議会等の運営

(審議会等の運営)

- 第9条 審議会等の運営は、自治基本条例第31条の規定によるほか、次項から第4 項までに定めるところによる。
- 2 実施機関は、審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 選考の基準及び方法
 - (2) その他必要な事項
- 3 実施機関は、審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、審議会等から会議の結果等の報告を受けたときは、当該報告の概要その他必要な事項を公表しなければならない。

【解説】

本条は、参加手法の一つである審議会等の運営について定めたものです。

第1項【審議会の運営】

審議会等の運営について、自治基本条例第31条のほか、参加条例においても実施することを定めています。

地方自治法第202条の3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、 その属する執行機関において掌るものとする。

自治基本条例

(審議会等の運営)

- 第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関(以下「審議会等」という。) を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応 じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。
- 2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。
- 3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。
- 4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法 により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとす る。

第2項【委員を公募する際に公表すること】

審議会等の委員を選任するに当たっては、多様な市民の考え方を計画等に反映させることや、透明性、公平性を確保するという観点から、委嘱する委員の一部を公募することが重要です。公募に当たっては、「選考の基準及び方法」、「その他必要な事項」を公表します。

なお、委員の公募については、規則第3条に詳しく規定しています。

市民参加条例施行規則

(審議会等の委員の公募等)

- 第3条 市長は、条例第9条第2項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、 審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の 5分の1以上を公募により選出するよう努めるものとする。
 - (1) 法令により委員の資格が限られているもの
 - (2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの
 - (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの
 - (4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの
- ※ 公募委員は委員の総数の5分の1以上になるように努めなければなりません。 また、第1号から第4号までに該当する場合は、委員を公募しないことができます。

第1号【選考の基準及び方法】

審議会等の委員の公募に当たって、事前に選考の基準及び選考の方法を公表することを定めています。

なお、具体的な選考の基準及び方法については、規則第3条第2項に規定しています。

市民参加条例施行規則

(審議会等の委員の公募等)

第3条

- 2 条例第9条第2項第1号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。
 - (1) 公募による委員の資格は次のとおりとすること。
 - ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の 審議会等の委員でない者
 - イ 原則として18歳以上の市民
 - ウ 本市の職員及び議員でない者
 - (2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。
 - ア 小論文等による選考
 - イ 面接による選考
 - ウ 書類選考

- ※ 多くの市民が参加の機会を得ることができるよう、公募による委員の募集に当 たっては、他の審議会等の委員となっていないことを応募資格としています。
- ※ 自治基本条例第8条において、子ども(18歳未満の市民)は「その年齢に応じた市民の責務を負う。」と規定していることから、応募資格を原則として18歳以上としています。しかし、審議会等の性格などによっては、18歳未満の市民を対象とすることを妨げるものではありません。

第2号【その他必要な事項】

委員の公募に当たり、選考の基準及び選考の方法のほかに公表する事項を定めています。

なお、具体的な事項については、規則第3条第3項に、委員を公募する期間については、規則第3条第4項に、委員を選任したときに公表する事項については、規則第3条第5項に規定しています。

市民参加条例施行規則

(審議会等の委員の公募等)

第3条

- 3 条例第9条第2項第2号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 審議会等の名称及び所掌事務
 - (2) 募集する委員の数及び任期
 - (3) 応募資格及び応募方法
 - (4) 会議開催の予定時期及び予定回数
 - (5) 報酬等の有無
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 4 委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。
- 5 市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものと する。
 - (1) 審議会等の名称
 - (2) 委員を募集した期間
 - (3) 委員の選考方法 ※ 規則第3条第2項第2号に規定する方法のいずれか
 - (4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- ※ 委員の選任が選考基準にのっとり、適正に行われたことを確認できるようにするために公表するものです。
- ※ 早急に設置をしなければ審議会等の設置目的を果たすことができない場合等を 除き、原則として30日以上の期間を設けて公募を実施するものとします。

第3項【会議録の作成】

審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表することを定めています。

※ 会議録等の公開方法については、「会議等の公開に関する指針(平成19年4月 1日適用)」に基づき運用しています。

会議等の公開に関する指針

- 8 会議録の公開
 - (1) 市は、市政の透明性を図るため、会議の概要を要点筆記した会議録を会議終了 後概ね2週間以内に作成するものとし、市政情報コーナーに備え置き閲覧に供す るとともに、厚木市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。
 - (2) 市政情報コーナーに備え置く会議録には、会議資料を添付しなければならない。 ただし、個人情報に該当する等公開になじまない箇所がある場合は、所要の措置 を講じなければならない。
 - (3) 会議録等の公開期間は、当該公開の日から1年間とする。
 - (4) 公開期間を満了した会議録等について、公開の請求があった場合は、情報公開請求によらず、情報提供として処理するものとする。

第4項【報告の公表】

実施機関は、審議会等から答申、提言、検討結果等の報告を受けた場合、当該報告の概要などを公表しなければなりません。

第10条 パブリックコメント手続の実施

(パブリックコメント手続の実施)

- 第10条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 対象行為の案及び当該案に関する資料
 - (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
 - (3) その他必要な事項
- 2 実施機関は、パブリックコメント手続において、意見等の提出があったときは、 次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 対象行為の案の概要
 - (2) 提出された意見等の概要
 - (3) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
 - (4) 対象行為の案を修正した場合は、その内容
 - (5) その他必要な事項
- 3 意見等の提出期間は、第1項の規定による公表の日から30日以上とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第1項に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

【解説】

本条は、参加手法の一つであるパブリックコメント手続の具体的な実施方法について定めたものです。

第1項【パブリックコメント実施の際に公表すること】

パブリックコメント手続を実施するに当たって公表する事項を定めています。

第1号の「当該案に関する資料」とは、対象行為の案の概要や、その内容を分かりやすく説明した解説書等の資料をいいます。

なお、第2号に規定する「意見等の提出方法」については、規則第4条第1項各号に、意見を提出する際に明らかにする事項については、規則第4条第2項に規定しています。

市民参加条例施行規則

(パブリックコメント手続)

- 第4条 条例第10条及び第11条に規定するパブリックコメント手続による意見等の 提出方法は、次のとおりとする。
 - (1) 郵便
 - (2) ファクシミリ
 - (3) 電子メール
 - (4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参
 - (5) その他市長が必要と認める方法

2 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名、 その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合におい て、意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見 等の募集の際に明示するものとする。

第2項【意見の取扱い】

パブリックコメント手続において、意見等の提出があった場合に公表する事項を 定めています。

第3項【意見の提出期間】

パブリックコメント手続における意見等の提出期間を定めています。

実施機関は、政策等の案の性質等を踏まえ、市民が意見等を提出するために十分な期間を考慮し、適切な意見等の提出期間を設定することが必要であることから、意見等の提出期間を第1項の規定により実施機関が公表した日から30日以上としています。

また、期間の起算については、初日不算入について定めた民法第140条を参考にしてください。

なお、意見の提出期間については、行政手続法第39条の規定に準じて定めています。

民法

第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

行政手続法

(意見公募手続)

- 第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案 (命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連 する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意 見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意 見を求めなければならない。
- 2 略
- 3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十 日以上でなければならない。

第4項【意見の提出期間の特例】

第3項で意見の提出期間を30日以上と規定していますが、やむを得ない理由があるときは30日を下回る提出期間を定めることができることを定めています。

「やむを得ない理由」とは、法令等で政策等の実施期日が決まっているが、その 法令等が公布等されてから実施日までの余裕がない場合や、国等が基準等を示すこ とになっているが、基準が示されてから実施日までの余裕がない場合など、30日以 上の意見提出期間を設ける時間がない場合等が考えられます。

また、「やむを得ない理由」があるときには、第1項及び第2項に規定する公表の際、30日以上の提出期限を設けることができない理由を明らかにするものとします。

なお、意見提出期間の特例については、行政手続法第40条の規定に準じて定めています。

行政手続法

(意見公募手続の特例)

第40条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

第11条 再度のパブリックコメント手続の実施

(再度のパブリックコメント手続の実施)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見等に基づき修正された対象行為の案が、前条第1項の規定により公表した対象行為の案と異なるものとなったときは、再度パブリックコメント手続を実施することができる。

【解説】

パブリックコメント手続を実施したことにより、実施機関が想定していなかった 事項が指摘されたり、気付いていなかった重要な事実が明らかになったりしたこと により、案の趣旨や基本的な考え方が大きく修正された場合は、新たな案に対して パブリックコメント手続を再度実施することができます。

第12条 意見交換会の開催

(意見交換会の開催)

- 第12条 実施機関は、意見交換会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公 表しなければならない。
 - (1) 意見交換会の名称及び議題
 - (2) 開催日時及び開催場所
 - (3) その他必要な事項
- 2 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公 表しなければならない。
- 3 実施機関は、意見交換会で出された意見等の概要及び当該意見等に係る実施機 関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【解説】

本条は、参加手法の一つである意見交換会の具体的な実施方法について定めたものです。

第1項【意見交換会開催時に公表すること】

実施機関が意見交換会を開催するに当たり、事前に公表する事項について定めています。

なお、公表する時期については、規則第5条第1項に規定しています。

- (1) 意見交換会の名称及び議題 意見交換会に参加するか否かを判断するために欠かせない情報であるため、 分かりやすい名称、議題としなければなりません。
- (2) 開催日時及び開催場所 より多くの市民に参加してもらい、多様な意見を聴取するため、開催日時や開 催場所を事前(原則として2週間前まで)に公表します。
- (3) その他必要な事項

第1号及び第2号に規定する事項のほか、手話通訳や託児サービスの有無等、 市民が意見交換会に参加するに当たって必要な事項を公表します。

市民参加条例施行規則

(意見交換会)

- 第5条 条例第12条第1項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の2週間前までに行わなければならない。
- ※ 意見交換会を開催するに当たって、市民に知らせる情報等の公表を行う時期については、市民が政策等に係る十分な情報収集やスケジュール調整ができるだけの時間的余裕に配慮し、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除いて意見交換会を開催する日から数えて2週間前までに行わなければなりません。

第2項【開催記録の作成】

意見交換会は誰でも参加することができますが、参加できなかった市民と情報を 共有するため、実施機関は開催記録を作成し、その概要を公表するものとします。

なお、開催記録に記載する事項については、規則第5条第2項各号に規定しています。

市民参加条例施行規則

(意見交換会)

第5条

- 2 条例第12条第2項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 意見交換会の名称
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3)参加者数
 - (4) 議事の経過及び発言の要旨
 - (5) その他市長が必要と認める事項

第3項【考え方の公表】

意見交換会において市民から出された意見等の概要や当該意見等に対する実施機関の考え方を公表することを定めています。

市民参加の透明性を確保するとともに、応答義務を果たすため、意見交換会で寄せられた意見等がどのように扱われたのか、どのように政策等に反映されたのかを市民に公表することが重要です。

第13条 市民会議の設置

(市民会議の設置)

- 第13条 実施機関は、市民会議を設置しようとするときは、次に掲げる事項を公表 しなければならない。
 - (1) 市民会議の名称及び検討事項
 - (2) 公募の方法
 - (3) その他必要な事項
- <mark>2 市民会議は、これを公開する</mark>。
- 3 実施機関は、市民会議を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、市民会議から検討事項に係る報告があったときは、当該報告の概要及び当該報告に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

【解説】

本条は、参加手法の一つである市民会議の具体的な内容について定めたものです。

第1項【市民会議設置の際に公表すること】

実施機関が市民会議を設置するに当たり、事前に公表する事項について定めています。

- (1) 市民会議の名称及び検討事項 市民が応募するに当たっての参考とするため、市民会議で議論するテーマを 事前に公表します。
- (2) 公募の方法 市民会議の設置に当たっては、公募により幅広い市民の参加を求めることが 必要です。
- (3) その他必要な事項

第1号及び2号に定める事項のほか、市民会議を実施するに当たって必要な 事項を公表します。

なお、市民会議を開催するに当たって留意すべき事項については、規則第6条第1項及び第2項に規定しています。

市民参加条例施行規則

(市民会議)

第6条 市長は、条例第13条第1項の規定に基づき市民会議を設置したときは、当該市民会議に対し、検討事項に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び 当該検討事項に関する資料を提示した上で、検討事項についての意見を求めるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する意見等を求めるに当たっては、意見等を求めた検討事項に関する知識及び経験を有するその他必要と認める者を出席させること等必要な支援をすることができる。
- ※ 他の参加手法では、実施機関が政策等の案を公表した上で、市民に意見等の提出を求めますが、市民会議は、政策等の検討の早い段階からの参加を求める手法であることから、市民同士の議論により提出された意見等を踏まえ、政策等の案を策定することになります。

なお、「検討事項に関する市の基本的な考え方」とは、当該検討事項を策定する目的や検討事項に必ず定めるべき事項等が考えられます。

※ 市長は、市民会議での議論を深めるため、当該対象事項に関して豊富な経験を 有する者や学識経験者を出席させ、必要な情報を提供することなどにより、支援 をすることが必要です。

第2項【市民会議の公開】

市民会議は、原則として公開することとします。

市民会議における議論が形式的なものになっていないか、どのような過程を経て会議で方向性が出されたのか、どのような検討がなされたのかなど、市民と市の情報の共有を図るためには、透明性を確保することが重要です。

第3項【開催記録の作成】

市民会議を開催したときは、市民との情報共有を図るため、開催記録を作成し、公表することを定めています。

なお、開催記録に記載する事項については、規則第6条第3項に規定しています。

市民参加条例施行規則

(市民会議)

第6条

- 3 条例第13条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものと する。
 - (1) 市民会議の名称及び検討事項
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 参加者数
 - (4) 議事の経過及び発言の要旨
 - (5) その他市長が必要と認める事項

第4項【考え方の公表】

市民会議から検討事項に係る報告があったときは、当該報告に対する実施機関の考え方を公表することを定めています。

市民参加の透明性を確保するとともに、応答義務を果たすため、市民会議から報

告された事項がどのように扱われたのか、どのように政策等に反映されたのかを市 民に公表することが求められます。

第14条 ワークショップの開催

(ワークショップの開催)

- 第14条 実施機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項 を公表しなければならない。
 - (1) ワークショップの名称及び議題
 - (2) 公募の方法
 - (3) その他必要な事項
- 2 実施機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な提案を引き出すとともに、当該提案が実現可能なものとなるよう助言するものとする。
- 3 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要 を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、ワークショップにおいて実現可能な提案がなされたときは、当該 提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなけ ればならない。

【解説】

本条は、参加手法の一つであるワークショップの具体的な実施方法について定めたものです。

第1項【ワークショップ開催時に公表すること】

ワークショップを開催するに当たり、事前に公表する事項について定めています。

(1) ワークショップの名称及び議題

ワークショップにおいては、多様な提案を引き出すため、事前にワークショップで議論等を行う議題について、情報を共有していただくことが必要であるため、分かりやすい名称や議題としなければなりません。

(2) 公募の方法

ワークショップは公募によって多様な市民からの課題、提案、意見等を引き 出す手段であることから、多くの市民の参加を促すために公募の方法を事前に 公表します。

(3) その他必要な事項

第1号及び第2号に規定する事項のほか、手話通訳や託児サービスの有無等、 公募による市民がワークショップに参加するに当たって必要な事項を公表しま す。

第2項【実施機関の役割】

ワークショップの開催に当たり、実施機関が果たす役割について定めています。 効果的に実施するためには、参加者同士あるいは参加者と実施機関との共同作業 を通じて多様な提案を引き出す必要があることから、進行の方法、参加者からの質 問への対応、資料の提供等、実施機関が適切な助言を行うことが重要です。

なお、ワークショップの開催に当たって実施機関が努めるべき事項については規 則第7条第1項に規定しています。

市民参加条例施行規則

(ワークショップ)

- 第7条 条例第14条第2項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保し、参加者の意見等の方向性を適切に見出すよう努めなければならない。
- ※ ワークショップにおいて、多様な意見を適切な方向に導くためには、議題や作業内容、実施回数を十分に検討する必要があります。また、会議を進行する者 (ファシリテーター)の役割は、会議の進行や、自由に意見を述べる環境を整えるために大変重要な要素となりますので、慎重に決定することが必要です。

また、参加者からの様々な提案に対して、実施機関は意見の方向性を適切に見出し、政策等の立案過程において反映できるよう努めることとします。

第3項【開催記録の作成】

ワークショップを開催した場合の会議録の作成と公表について定めています。

市民参加の透明性を確保し、ワークショップに参加できなかった市民とも情報の共有を図るため、議論の経過を公表することが重要です。

なお、公表する具体的な事項については、規則第7条第2項に規定しています。

市民参加条例施行規則

(ワークショップ)

第7条

- 2 条例第14条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) ワークショップの名称
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 参加者数
 - (4) 議事の経過及び発言の要旨
 - (5) その他市長が必要と認める事項

第4項【考え方の公表】

ワークショップにおいて、実現可能な提案がなされた場合の公表について定めています。

政策等の立案において、反映すべき提案等がなされた場合は、当該提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方、その他必要な事項を公表するものとします。

第15条 意向調査の実施

(意向調査の実施)

第15条 実施機関は、意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供しなければならない。

2 実施機関は、意向調査の実施後、その結果を公表しなければならない。

【解説】

本条は、参加手法の一つである意向調査の具体的な実施方法について定めたものです。

第1項【情報の提供】

意向調査を実施する際には、調査の目的と回答に必要な情報を調査対象者に提供する必要があります。

効果的に調査結果を得るためには、調査の目的及び調査結果がどのように活用されるのかについて、調査対象者が十分理解できるようにすることが必要です。そのためには、調査目的を分かりやすく説明すると同時に、設問に答えるために必要な情報についても十分に提供することが必要です。

なお、提供する情報は、回答を特定の方向に誘導しないよう客観的な内容でなければなりません。

第2項【結果の公表】

意向調査を実施した後には、その結果を公表する必要があります。

公表する事項は単に回答の集計結果だけではなく、回答率や結果に対する分析なども併せて公表します。

なお、公表する具体的な事項については、規則第8条に規定しています。

市民参加条例施行規則

(意向調査の公表事項)

第8条 条例第15条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査の名称
- (2) 意向調査の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) その他市長が必要と認める事項

第16条 市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)

第16条 実施機関は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を公表しなければならない。

【解説】

本条は、実施機関の市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表義務について定めたものです。

政策等の立案における行政の透明性の確保及び市民からの信頼確保のためには、 市民の参加の機会を確保するとともに、市民参加の手続が適正に行われているかど うかを市民がチェックできるようにしなければなりません。

なお、具体的な公表事項については、規則第9条に、公表の方法については、規 則第10条に規定しています。

【用語の説明】

1 その年度における市民参加の手続の実施予定

年度当初に市民参加の手続の実施予定の公表を行います。

なお、年度途中に新たに行うことになった対象行為については、その都度、 公表する必要があります。

2 前年度における市民参加の手続の実施状況

前年度に実施した市民参加の手続については、実施状況を公表します。

市民参加条例施行規則

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)

- 第9条 条例第16条の規定による市民参加の手続の実施予定の公表は、次に掲げる 事項を公表して行うものとする。
 - (1) 対象行為
 - (2) 市民参加の手続の手法
 - (3) 市民参加の手続の実施期間
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第16条の規定による市民参加の手続の実施状況の公表は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表して行うものとする。
 - (1) 市民参加の手続への参加者数等
 - (2) 条例第6条第8項に規定する理由

市民参加条例施行規則

(公表の方法)

- 第10条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適当と認める方法により行うものとする。
 - (1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布
 - ア 市民参加の手続を実施する所管課の窓口
 - イ 厚木市役所連絡所
 - ウ 市政情報コーナー
 - 工 厚木市立公民館
 - 才 厚木市立中央図書館
 - (2) 市の広報紙への掲載
 - (3) インターネットを利用しての閲覧
 - (4) その他市長が適当と認める方法

第17条 市民参加の点検及び評価

(市民参加の点検及び評価)

- 第17条 実施機関は、この条例の適切な運用を図り、市民参加によるまちづくりを 推進するため、市民参加の手続の実施状況について、点検及び評価を実施し、そ の結果を公表しなければならない。
- 2 前項に規定する点検及び評価は、自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会が行うものとする。

【解説】

本条は、参加条例の適切な運用を図るため、市民参加の手続の実施状況について、 点検及び評価を実施し、その結果を公表するほか、点検及び評価の実施方法につい て定めたものです。

第1項【点検及び評価の実施】

第16条に定める市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表と併せて、条例に基づき市民参加の手続が適正に実施されているかどうかを点検及び評価し、その結果を公表することを定めています。

第2項【点検及び評価を行うもの】

第1項における点検及び評価は、自治基本条例第38条第1項に規定する「厚木市 自治基本条例推進委員会」が行うことを定めています。

同委員会では、市民参加の手続が条例に基づいて適正に実施されたか、市民から 提出された意見等に対する実施機関の検討の経過が適正であったかなどについて点 検及び評価します。

自治基本条例

- 第10章 自治基本条例推進委員会
- 第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。
 - ※ 委員会は、自治の基本原則や様々な市民の市政への参加、協働といった自治基本条例に規定されている規定の趣旨を十分に反映させて行政運営が行われているかどうかを点検するための組織で、学識経験者、コミュニティ団体及び事業者の関係者、公募市民により構成されています。

第18条 自治基本条例に規定するその他の参加の推進

(自治基本条例に規定するその他の参加の推進)

第18条 実施機関は、自治基本条例第30条に規定する説明会を実施する場合は、その実施の詳細について必要な事項を公表するものとする。

【解説】

本条は、実施機関が自治基本条例第30条に規定する「総合計画に定める重要な事業」を実施する際に行う説明会において、必要な事項を公表する義務があることを 定めたものです。

自治基本条例第30条に規定されている「総合計画に定める重要な事業」とは、総合計画の実施計画事業のうち、「重点項目」として位置付けられているものなど、市民生活又は事業活動に直接かつ大きな影響を及ぼす事業をいいます。

このような重要な事業は、実施機関において計画立案の段階で十分な市民参加を 得て実施されるものですが、事業の実施段階においても、実施方法等について市民 への説明責任を果たし、行政の透明性を確保する必要があります。

そのため、本条において、説明会を実施する場合に必要な事項を事前に公表する ことを規定したものです。

なお、事前に公表する事項としては、事業の名称、進め方、説明会の趣旨、日時 及び会場などが考えられます。

自治基本条例

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明 会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとす る。

第19条 委任

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実 施機関が別に定める。

【解説】

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を規則に委任することを定めたものです。

なお、本条に基づき「厚木市市民参加条例施行規則」を定めています。

附 則

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【解説】

参加条例の効力が発動する日を定めたものです。なお、公布日は、平成24年3月21日です。

厚木市市民参加条例逐条解説

平成24年4月 発行 平成28年12月 改定 令和3年4月 改定

編 集 厚木市協働安全部市民協働推進課

発 行 厚木市

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

〒243-8511 電話 (046)223-1511 (代表)